


最適土地利用対策の概要

対策のポイント	重要な地域資源である農地について、地域ぐるみの話し合いを通じ、①荒廃農地の有効活用や②農地の粗放的な利用を行うモデル的な取組を支援することにより、土地利用の最適化を推進します。		
実施主体	市町村、JA、土地改良区、地域協議会、農地中間管理機構	事業実施期間	2年以上5年間以内
実施区域	農振農用地区域等（確実に編入する区域を含む）		
共通要件	①最適土地利用計画等を事業開始年度に策定すること ②事業完了後5年間耕作又は粗放的利用を実施すること ③市町村、農地所有者、農業者、地域住民が参画すること		

事業実施要件	<ol style="list-style-type: none"> 農地等活用推進事業 再生可能な荒廃農地を含む地区を対象に、荒廃農地を解消し、地域の特性を生かした農業の展開や地域資源の付加価値向上に取り組む地区を支援 低コスト土地利用支援事業（粗放的農地利用事業） 再生可能な荒廃農地及び荒廃のおそれのある農地を含む地区を対象に放牧、蜜源作物、景観作物、省力作物等による粗放的利用に取り組むモデル地区を支援 低コスト土地利用支援事業（生産性検証事業） 2を実施する地区又は既に粗放的利用を実施している地区を対象に有事を想定し粗放的利用されている農地の生産性の検証に取り組むモデル地区を支援 	
---------------	--	--

面積要件	<p>1の事業 実施地区面積 おおむね20ha以上 (中山間地域 おおむね10ha以上) 整備対象農地面積 1ha以上</p> <p>2及び3の事業 実施地区面積 おおむね10ha以上 (中山間地域 おおむね5ha以上) 整備対象農地面積 0.5ha以上</p>	補助率	<p>1の事業：定額（ソフト）【1地区交付額上限200万円】 定率（ハード）【平地50%、中山間地域等55% 交付額上限1,000万円】</p> <p>2の事業：定額（ソフト）【1地区交付額上限250万円。ただし1の事業と併用する場合は150万円、3の事業と併用する場合は交付なし】 定率（ハード）【平地50%、中山間地域等55% 交付額上限600万円】</p> <p>3の事業：定額（ソフト、セミハード）【交付額上限1地区1,000万円】</p>
-------------	---	------------	--